なお、落札予定者となるべき条件については、次に掲げる要件に該当する者である。

①　入札価格が契約制限価格の範囲内であること。

②　技術提案の内容が発注者が設定した最低限の要求要件を下回らないこと。

③　評価値が最低限の要求要件である標準点を契約制限価格で除した数値を下回らないこと。

⑸　評価点の付与の方法

発注者が設定する最低限の要求要件を満たしていれば標準点の100点を付与するものとする。また加算点を最大20点とし、技術提案項目毎に内容を優／良／可で評価し、記３⑶①、②については2.0点／1.0点／０点の加算点を、記３⑶③、④については3.0点／1.5点／０点の加算点を、記３⑶⑤、⑥については5.0点／2.5点／０点の加算点を付与するものとする。

⑹　⑷において評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札予定者を決定する。

⑺　技術提案の履行に関する事項

受注者の責により、入札時の評価内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定を最大10点減点する。また契約違反としての措置を講ずる場合がある。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１―13　西日本高速道路株式会社関西支社経理グループサブリーダー　平野　浩治　電話06―6344―9241

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

①　交付期間：平成21年６月29日（月）から平成21年９月７日（月）までの土曜日、日曜日及び（以下「休日」という。）を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　交付場所：上記４⑴に同じ。

③　交付方法：直接交付する。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法の提出期間、場所及び方法。

①　提出期間：平成21年６月30日（火）から平成21年７月29日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで

②　提出場所：上記４⑴に同じ。

③　提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（簡易書留に限る。）すること。

⑷　入札書の提出期限、場所及び入札書の提出方法

①　提出期限：平成21年９月８日（火）13時30分

②　提出場所：上記４⑴に同じ。

③　提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

⑸　開札の日時及び場所

①　開札日時：平成21年９月９日（水）13時30分

②　開札場所：上記４⑴の入札室

５　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

イ）入札保証金　免除

ロ）契約保証金　納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法

①　３⑷により決定した落札予定者が提出した単価表の単価項目のうち、採用された技術提案（当社があらかじめ示した標準案と異なる仕様、工法等によるもの。）に係るものを除く単価項目について、合理的な施工方法等であるか協議を行い、合意された施工方法等に基づき価格についての協議を行い、合意を得た価格により落札価格を変更したうえで、落札予定者を落札者となるべき者とする。

なお、落札予定者の入札金額が、その入札金額では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、当該入札者を落札予定者とせず、次順位者を落札予定者とすることがある。

②　落札者となるべき者が提出した単価表のうち、著しく不合理若しくは故意に歪曲されたと認められる単価又は小さな計算の誤りについて、その入札金額を変更することなく単価又は計算の誤りの修正を行い、落札者となるべき者を落札者とする。

③　上記①において、落札者がない場合は、新たな入札契約手続を行う。

⑸　技術提案の採否

技術提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。なお、技術提案を確認した結果、否となった場合は、競争参加資格を認めない。

⑹　契約締結後の技術提案

契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑺　入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

⑻　入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。

⑼　配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。

⑽　手続における交渉の有無　無

⑾　契約書作成の要否　要

⑿　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

⒀　関連情報を入手するための照会窓口は、上記４⑴に同じ。

⒁　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒂　低入札工事の契約においては、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。

なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

⒃　低入札工事の契約が、請負人の責めに帰すべき理由により解除される場合には、違約金として請負代金額の10分の３に相当する額を徴収する。

⒄　紙入札方式による参加を希望する場合の手続

紙入札方式による参加を希望する者は、上記４⑶①の期限までに、申請書等とともに紙入札方式参加承諾願（電子入札留意事項様式１）並びに下記のイ）又はロ）の書面を、上記４⑴に示す場所に持参又は郵送（簡易書留に限る。）により提出し、契約責任者の承諾を得なければならない。

イ）上記１⑻①に該当する場合

ＩＣカードを取得した際の書面の写し等、現在有効なＩＣカードを所有していることを証明する書面

ロ）上記１⑻②～④のいずれかに該当する場合

ＩＣカード発行の申請書の写し等、ＩＣカード発行の申請手続中であることを証明する書面

⒅　本件は、電子契約の対象とする。（詳細は入札説明書を参照。）

⒆　詳細は入札説明書による。